定　　款

岩崎電気株式会社

令和5.3

目　　次

第１章　　総　　則　　……　　１頁
　第１条　商号
　第２条　目的
　第３条　本店の所在地
　第４条　公告方法

第２章　　株　　式　　……　　１頁
　第５条　発行可能株式総数
　第６条　自己の株式の取得
　第７条　単元株式数等
　第８条　単元未満株主の売渡請求
　第９条　株主名簿管理人
　第10条　株式取扱規程
　第11条　基準日

第３章　　株 主 総 会　　……　　３頁
　第12条　招集
　第13条　招集者および議長
　第14条　電子提供措置等
　第15条　決議の方法
　第16条　議決権の代理行使
　第17条　株主の提案権
　第18条　議事録

第４章　取締役および取締役会　　……　　４頁
　第19条　取締役会の設置
　第20条　取締役の員数
　第21条　取締役の選任方法
　第22条　取締役の任期

第23条　代表取締役および役付取締役
第24条　業務執行
第25条　取締役会の招集
第26条　取締役会の議長
第27条　取締役会の決議
第28条　取締役会の議事録
第29条　取締役の責任免除

第５章　　監査役および監査役会　　……　　７頁
第30条　監査役および監査役会の設置
第31条　監査役の員数
第32条　監査役の選任方法
第33条　監査役の任期
第34条　常勤の監査役
第35条　監査役会の招集
第36条　監査役会の決議
第37条　監査役会の議事録
第38条　監査役の責任免除

第６章　　会計監査人　　……　　８頁
第39条　会計監査人の設置
第40条　選任方法
第41条　任期

第７章　　計　　算　　……　　９頁
第42条　事業年度
第43条　剰余金の配当
第44条　中間配当
第45条　配当金の除斥期間

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は岩崎電氣株式会社と称し、英文では　ＩＷＡＳＡＫＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ　ＣＯ.，ＬＴＤ．と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。

（１）各種光源および照明器具の製造、販売ならびに設置工事

（２）電気機械器具・装置および、これに関連する機械器具・装置の製造販売ならびに設置工事

（３）標識機の製造、販売ならびに設置工事

（４）計量器および医療用機械器具の製造、販売ならびに設置工事

（５）家屋その他の構築物および建設材料の製造、販売、ならびに建設工事

（６）各事業に対する投資

（７）前各号に付帯または関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は本店を東京都中央区に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は 2,390万株とする。

（自己の株式の取得）

第６条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数等）

第７条　当会社は100株をもって単元株式数とし、株主総会における議決権は、法令で議決権を有さない旨を定める場合のほかは、１単元につき１個とする。

２．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利

（４）次条に掲げる権利

（単元未満株主の売渡請求）

第８条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売渡すことを請求（以下「売渡請求」という。）することができる。この請求があった場合において、当会社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当会社はこの請求に応じないことができる。

２．売渡請求をすることができる期間、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第10条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、法令または本定款のほか取締役会の定める株式取扱規程による。

（基準日）

第11条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．前項および本定款に定める他、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第３章　　株　主　総　会

（招　集）

第12条　定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

（招集者および議長）

第13条　株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議をもって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定められた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

（電子提供措置等）

第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第15条　株主総会の決議は､法令または本定款に別段の定めある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の過半数をもって行う。

２．会社法第309条第２項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第16条　株主は代理人１名をもって、その議決権を行使することができる。

２．代理人は、当会社の議決権を有する株主でなければならず、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。

（株主の提案権）

第17条　会社法第303条第２項で定める株主が、株主総会の目的事項または議案につき提案しようとするときは、会日の８週間前までに書面により請求しなければならない。

（議事録）

第18条　株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

２．株主総会の議事録は、その原本を株主総会の日から10年間本店に備え置き、その写しを５年間支店に備え置く。

第４章　取締役および取締役会

（取締役会の設置）

第19条　当会社は取締役会を置く。

（取締役の員数）

第20条　当会社の取締役は、10名以内とする。

（取締役の選任方法）

第21条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権数の３分の１以上にあたる議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第22条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、再選による重任を妨げない。

２．補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。

２．取締役会の決議によって、取締役会長および取締役社長各１名ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（業務執行）

第24条　会社の業務の執行は、取締役会がこれを決定する。

（取締役会の招集）

第25条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

２．取締役会を招集するには、会日の前日までに、各取締役および各監査役に対し、その通知を発しなければならない。

３．取締役会は、取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

（取締役会の議長）

第26条　取締役会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

（取締役会の決議）

第27条　取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２．当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第28条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

２．前条第２項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

３．取締役会の議事録は、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

（取締役の責任免除）

第29条　当会社は取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２．当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額と

する。

第５章　監査役および監査役会

（監査役および監査役会の設置）
第30条　当会社は監査役および監査役会を置く。

（監査役の員数）
第31条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任方法）
第32条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
２．監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の３分の１以上にあたる議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

（監査役の任期）
第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、再選による重任を妨げない。
２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）
第34条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集）
第35条　監査役会を招集するには、会日の前日までに、各監査役に対し、その通知を発しなければならない。
２．監査役会は、監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

（監査役会の決議）

第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第37条　監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

２．監査役会の議事録は、監査役会の日から10年間本店に備え置く。

（監査役の責任免除）

第38条　当会社は取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２．当会社は監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の設置）

第39条　当会社は会計監査人を置く。

（選任方法）

第40条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任　期）

第41条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第42条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（剰余金の配当）

第43条　剰余金の配当は、事業年度末日の最終株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

（中間配当）

第44条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日における最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第45条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日より満３年を経過しても受領されないときは、当会社は、支払の義務を免がれる。

２．前項の未払の金銭に対しては 利息をつけない。

昭和41年５月31日　改正
昭和42年５月30日　改正
昭和44年５月30日　改正
昭和44年11月28日　改正
昭和49年１月30日　改正
昭和50年１月30日　改正
昭和56年２月27日　改正
昭和57年２月26日　改正
平成４年２月27日　改正
平成６年２月25日　改正
平成９年２月27日　改正
平成９年６月27日　改正
平成10年６月26日　改正
平成11年６月29日　改正
平成12年６月29日　改正
平成14年６月27日　改正
平成15年６月27日　改正
平成16年６月29日　改正
平成17年６月29日　改正
平成18年６月29日　改正
平成20年６月27日　改正
平成21年６月26日　改正
平成22年６月29日　改正
平成24年６月28日　改正
平成26年６月27日　改正
平成27年６月26日　改正
平成29年10月１日　改正
令和４年６月28日　改正